

遺族厚生年金と老齢基礎年金は 両方 受けられますか？

Q 私は現在、遺族厚生年金を受給しながら、国民年金に加入しています。今の年金制度では、一つの年金しか受けられないと聞きました。私の掛けた国民年金は無駄になってしまうのでしょうか？

A 現在の年金制度は、各年金を問わず、1人に一つの年金を支給することを原則としています。

例えば、障害厚生年金と老齢基礎年金をともに受けられるようになっても、両方の年金は受けられず、どちらか一つの年金を選んで受けることになります。

しかし、遺族厚生年金については、遺族の人たちの老後保障の一部としての性格上例外が設けられており、65歳になると老齢基礎年金も併給できます。したがって、あなたの今掛けている年金は、無駄にはなりませんので安心して下さい。

なお、老齢基礎年金は、60歳を過ぎれば繰り上げて受給することもできますが、受給額が減額されるうえ、遺族厚生年金が65歳まで支給停止されますので、繰り上げ請求はしないほうがよいでしょう。

支給される年金

○通常

遺族厚生年金	
100%	老齢基礎年金
65歳	

○老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けたとき

遺族厚生年金	支給停止	遺族厚生年金
58%		老齢基礎年金
60歳		65歳

年金は請求しないと 受けられません

こんなときは請求を

60歳になって、国民年金の保険料を掛け終わり、ほっとしている方は数多くいらっしゃると思います。その中で、「65歳になると自動的に老齢基礎年金が支給される」とお考えの方はおりませんか？

年金は、本人からの請求がなければ支給されませんので、65歳になりましたら、役場住民課年金係で請求手続きをして下さい。

国民年金には、このほか65歳になるまでに障害者になってしまったときには「障害基礎年金」、ご主人を亡くされ母子家庭になつてしまったときは「遺族基礎年金」や、「寡婦年金」などがあります。

これらの年金も、本人の請求がなければ支給されませんので、該当していると思われましたら、役場年金係にご相談下さい。

役場年金係 ☎82-1111 内線247

法律相談を 開催します

開催します



身近な法律問題で困っている人のために、法律相談を開催します。

土地や建物、相続・金銭貸借など、専門の弁護士が相談に応じます。秘密は守られますので気軽にお申し出ください。

- とき 12月17日 午後1時から
- ところ 町文化会館
- 申し込み 12月10日までに、町文化会館へお申し込みください。(先着12名)

平和核
宣言のまち